

# 駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 研究倫理規程

## (基本理念)

- 第1条 学術研究が社会や自然に及ぼす影響は、近年の人間社会の多様化、高度な技術革新に伴い、極めて重大なものとなってきている。学術研究が公共の福祉の増進及びその持続的発展を遂行するためには、研究者の自由が保障される必要がある。しかしこの自由を保障するためには、人間社会及び地球全体の秩序を乱すことがないように、研究者は自らを律する倫理的規範が求められる。研究者は、学術研究が、社会から負託をうけた公共的かつ公益的活動であることを真摯に受け止め、社会から信頼と尊敬を得るべく、あらゆる努力を惜しまないことを責務とする。

## (目的)

- 第2条 この規程は、駒沢女子大学及び駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保するために、研究者が研究を遂行する上で求められる行動・態度の倫理的規準を規定する。

## (定義)

- 第3条 この規程において、研究者とは、本学において研究活動に従事する、本学の専任教員及び非常勤教員、並びにその共同研究者及び学生等のすべての者をいう。
- 2 研究には、研究計画の立案、計画の実施、研究成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含む。
  - 3 発表とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含む。

## (研究の基本姿勢)

- 第4条 研究者は、良心と信念に従って自己責任で研究を遂行し、成果の客観性の確保に努めなければならない。
- 2 研究者は、生命一般の尊厳及び個人の尊重に鑑み、基本的人権を尊重し、動物愛護に努めなければならない。
  - 3 研究者は、国際的に定められた研究規範、国際規約及び条約並びに国内の法令及び本学の諸規程等を遵守しなければならない。

## (研究者の遵守事項)

- 第5条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。
- 2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努め、これを尊重しなければならない。
  - 3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
  - 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
  - 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
  - 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

## (研究のための情報・データ等の収集)

- 第6条 研究者は、研究のための資料、情報及びデータ等を科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、収集しなければならない。
- 2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

## (インフォームド・コンセント)

- 第7条 研究者が、人の行動・環境の情報、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的及び収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

## (個人情報の保護)

- 第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報及びデータ等のうち個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

- 第9条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、その滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を適切な期間保存しなければならない。但し、法令又は本学の諸規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従わなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

- 第10条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果発表)

- 第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。但し、特許権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。
- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究成果発表における不正な行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚するとともに、捏造、改ざん、盗用等の不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(本学の責務)

- 第12条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施する。
- 2 本学は、この規程の運用を実効的にするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。
- 3 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情及び相談等に対応しなくてはならない。

(研究倫理委員会)

- 第13条 前条の目的を達成するため、本学は研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、研究者が本学において研究倫理に反する研究を行った場合、当該研究について審議し、その中止を含む何らかの措置をとることを学長及び教授会に勧告する。
- 3 委員会は、人間総合学群教授会、人間健康学部教授会、看護学部教授会及び駒沢女子短期大学教授会よりそれぞれ選出された若干名の委員によって構成される。
- 4 委員の互選により委員長を選出する。
- 5 委員会は、3分の2の委員の出席をもって成立する。
- 6 委員会は、出席者の3分の2の多数により議決する。

(研究倫理の実効化)

- 第14条 本学における研究倫理をより実効化し、動物実験及び、人間を被験者又は対象とする研究活動を行うために、「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 動物実験規程」、「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学 人間を被験者又は対象とする研究倫理規程」を別に定める。
- 2 前項の諸規程において、前条に定める他、委員会の任務及び権限を定めることができる。

(改廃)

- 第15条 この規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、人間総合学群教授会、人間健康学部教授会、看護学部教授会及び駒沢女子短期大学教授会が行う。

附 則 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。